

第6章 第2節 研究活動と研究環境

もあり、これは本学のみでは解決が難しい問題である。図書館同士の協力体制や国レベルの施策を含めて大きな課題である。インターネットを利用した情報の受信については図書館の努力もあり、利用環境としては大いに進展しているが、そうした情報の存在自体を教員がよく知らない場合も散見される。さらに効果的な研究成果等の情報受信を図っていくためには、図書館などが行う研究領域に即した情報提供や活用支援をさらに充実させていかねばならない。

4 倫理面からの研究条件の整備

1) 倫理面から自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システム

(C群:倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性)

【現状の説明】 近年の生命倫理やライフサイエンスの安全性の問題が様々な場面で話題となっている。本学は全体的には社会科学的な研究分野を扱うことが多い大学ではあるものの、心理学系および医科学系研究者によっては倫理問題に関わることがないわけではない。したがって、常設の倫理委員会を設けるという形ではないが、2003年度より、全学の運営組織である大学運営委員会の委嘱により、必要に応じて倫理委員会を発足させ、人間の尊厳及び人権が尊重され社会の理解と協力を得て研究の適正な推進が図られるよう、その研究計画の実施の適否等について倫理的観点とともに科学的観点をも含めて審査し、文書により意見を述べる形をとっている。倫理委員会はこれまでに2度開催されている。

倫理委員会の対象となる具体的な研究課題としては、以下に掲げるものとなるが、このような形での審査については原則として研究者自身による申し出、依頼によって行うこととしている。

- (1) 「ヒトを直接対象とする研究」及び「人体より採取若しくはヒト胚に由来する試料を用いる研究（その遺伝子解析を含む）」のうち、国又はそれに準じるものが定める倫理指針等の存在する研究
- (2) 上記のほか、「ヘルシンキ宣言」（世界医師会）、「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」（ユネスコ）、国際医科学評議会の作成した国際指針等の趣旨を踏まえ、生命倫理的観点から審査の必要性を認める重要事項

【点検・評価】 本来の姿からすれば、常設の倫理委員会を設置し、啓蒙活動などを併せて行うことが理想と思われるが、既に述べたように本学の多くの教員の研究分野、研究課題等の状況から、必要に応じて臨時に委員会を開催するという方式は、適切であり、最低限の必要を満たしているものと考えられる。また、実際に委員会の開催も多くはなく、現状では本学の体制としてやむを得ないものと判断する。

【課題・方策】 現在、この問題に関連して常設の委員会を設置することについては話題となっていな

いが、今後、純粹に生命に関わる問題や、あるいは人間工学的問題の枠を越えて人間の心の問題、倫理の問題、人権の問題へと関わりが広がっていく可能性を見据え、将来的には委員会設置の必要性も視野に含めて対応していく準備を進めている。